

「福智町ホームページ広告事業実施要綱」

平成26年4月10日

福智町要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、福智町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）を広告媒体として民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関し必要な事項を定めることにより、町の新たな財源を確保し、地域産業の活性化に寄与するとともに、広告を行う者に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 65ピクセル 横 180ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG。ただし、アニメーションGIFなど動きのあるものを使用する場合にあっては、町ホームページを閲覧する者の目への負担が大きくなるようなものであること。
- (3) 容量 概ね10kb以下

2 広告枠の位置は、町ホームページのうちから、町長が定める。

(掲載に適さないもの)

第3条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容は、行政の品位を損なう恐れのないもので、かつ、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、町ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反しているもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は反する恐れがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はその恐れがあるもの
- (8) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの
- (9) 投機心、射幸心をあおるもの又はその恐れがあるもの
- (10) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はその恐れがあるもの
- (11) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町ホームページに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の実施期間)

第4条 広告掲載の実施期間は1年以内とする。

(広告の募集)

第5条 広告掲載の募集を行う者は、町とホームページ広告掲載に係る契約を締結したホームページ広告等業務受託者（以下「受託者」という。）が行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、受託者に対し広告掲載の申込み等を行うものとする。また、掲載中の広告内容の追加及び変更等を行う場合も同様とする。

（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。ただし、年度を越える期間を希望することはできない。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、町長が定める。

（広告掲載決定の優先順序）

第8条 受託者は、第6条の規定により広告掲載の申込み等があった場合（第3条各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、次に掲げる順序により、掲載する広告の選定に努めるものとし、その決定に際しては、町に協議するものとする。

（1）町の施策と密接に関係する法人及び団体の広告

（2）国又は地方公共団体が出資等を行う法人及び団体の広告

（3）公益法人及び公益的団体の広告（前二号に掲げるものを除く。）

（4）私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

（5）私企業又は事業を営む個人であって町内に事業所、事務所等を有するものの広告

（前号に掲げるものを除く。）

（6）前各号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、広告の掲載を希望する期間の長いものを優先させる。

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を優先できないときは、抽選により決定させる。

（審査）

第9条 前条の規定により、受託者から協議された掲載する広告の内容について、町が関係機関等に内容を照会した上で広告掲載の可否を決定し、速やかに受託者及び広告主に通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿（画像データ）は、広告主又は受託者が自己の負担により作成し、町が指定する期日までに町に提出しなければならない。

2 町は、前項の規定により提出された広告原稿（画像データ）の内容及びリンク先が第3条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないことを確認しなければならない。

3 町は、前項の場合において、提出のあった広告原稿（画像データ）が適当でないと認めるときは、広告主又は受託者に対し、広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。

4 広告原稿（画像データ）の作成については、この要綱に定めるもののほか、必要な事項を仕様書として別に定める。

（広告の掲載）

第11条 町は9条による審査において、掲載を適当と認めるとき及び前条の規定により提出のあった広告原稿（画像データ）を適当と認めるときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第12条 町は、広告の内容等がこの要綱に反すると判断したときは、受託者及び出資者に対して広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 受託者は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容等の変更)

第13条 受託者は、事業の実施期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 受託者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町にあらかじめ協議するものとし、第10条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第12条の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第14条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主及び受託者への催告その他何らの手続を要することなく、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要綱の規定に反すると判断したとき。

(2) その他町ホームページへの広告掲載が不適切であると判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第15条 受託者は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 受託者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町に申し出なければならない。

(リンク先の変更)

第16条 受託者は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに町に届け出るものとする。

(受託者の責務)

第17条 受託者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に係るすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 受託者は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と受託者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、福智町ホームページへの広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。